学研労協NEWSニュース

国立環境研究所労働組合 減額勧告の平成 23 年度遡及分の返還要求提訴

平成23年の人事院勧告は0.23%の減額勧告でした。国立環境研究所では、当局がこの勧告を平成23年4月1日まで遡及して適用し、平成23年度の減額分を翌年度の平成24年6月の賞与から差し引きました。非特定独立行政法人職員の労使関係は労働基準法で規制されています。労働基準法では一度支払った給与をあとで減額する行為(不利益遡及)は禁止されています。

国立環境研究所労組は「不利益遡及となる給与規程の改定に合理性なし」として、不利益遡及分の返還を求め、平成 24 年 7 月に水戸地方裁判所土浦支部に提訴しました(「国立環境研究所未払い給与請求事件」)。

これまで多くの独法において減額勧告が実施された時には、「同一年度内の 12 月賞与での不利益遡及」を行ってきました。この措置ですら違法性が疑われるにもかかわらず、今回の不利益遡及は年度を超えてそれを実施したものであり、まさに労働基準法違反にほかなりません。

提訴に対し、当局は「較差相当分の調整の実施時期は任意である」との反論を していますが、「年度を超えた不利益遡及が合法である」、という解釈がまかり通 るようなら、今後、独法のみならず民間においても「一度払った給与を複数年に さかのぼって減額できる」ことになりかねず、それでは安心して生活できません。

この裁判の成否は多くの労働者の給与に直接影響する可能性があります。この裁判で勝つために、学研労協加盟組合の皆さんには、裁判の傍聴(※)や、各機関の不利益遡及の状況等の情報提供のご協力を是非お願いします。

- ※ <u>第2回口頭弁論が平成24年11月26日(月)午後1時10分から水戸地方裁判所土浦</u> <u>支部第一法廷で開かれます。できるだけ多くの方に傍聴をお願いします</u>(傍聴に手続きは不要です)。
 - ・第1回口頭弁論は平成24年9月27日に水戸地方裁判所土浦支部で開かれました。今後の開廷の情報は随時お知らせしますので、できるだけ多くの方に傍聴をお願いします。